

第 154 回江東区都市計画審議会議事録

(開催日 : 令和 5 年 3 月 1 6 日 (木))

作成担当 : 都市整備部 都市計画課

開催日時	令和5年3月16日（木）午前10時59分（午前11時43分）
開催場所	江東区役所3階 区議会全員協議会室
議題	（諮問事項） 1 臨海副都心有明北地区の都市計画について
会議進行の概要	1 開 会 2 欠席者及び定足数確認の報告 3 傍聴者の報告 4 諮問事項（説明・審議・採決） 5 その他 6 閉 会
出席者 （敬称略・順不同）	【委員】 苦瀬 博仁、篠崎 道彦、島田 正文、花野 信子、宮崎 祐助、 星野 博、おおやね 匠、徳永 雅博、鈴木 綾子、吉田 要、 佐竹 としこ、関根 友子、赤羽目 民雄、（鈴木 智文）、 平本 隆司、武藤 真、安藤 幸夫、渡辺 哲三、竹口 友章、 白石 秀樹、三輪 さおり、小山 壽久、澤田 桃香 【幹事】 押田副区長、都市整備部長、地下鉄8号線事業推進室長、 都市計画課長、まちづくり推進課長、建築課長、 建築調整課長、地域整備課長、地下鉄8号線事業推進課長、 沿線まちづくり担当課長、港湾臨海部対策担当課長、管理課長、 道路課長、河川公園課長、交通対策課長 （ ）は欠席
傍聴人	2名
配布資料	資料1-1 臨海副都心有明北地区の地区計画について 資料1-2 臨海副都心有明北地区地区計画の変更概要 参考1-1 土地利用計画等の一部見直しについて 参考1-2 東京都計画地区計画の変更資料
審議経過	諮問事項1は全員賛成により、妥当とされた。

午前10時59分 開会

◎開会の宣告

○会長 定刻になりましたので、これより第154回江東区都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

◎欠席者及び定足数確認の報告

○会長 それでは、まず、本日の欠席者及び定足数の確認について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局 欠席者、定足数確認の前に、本審議会におけるマスクの着用についてご案内をさせていただきます。事前にお知らせいたしましたとおり、3月13日以降、国・東京都の方針を踏まえまして、区におけるマスクの着用については個人の判断に委ねることを原則としておりますので、本審議会におきましても同様の取扱いとさせていただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

また、本日の資料につきましては、郵送でお届けしまして、ご持参をお願いしております。不足等ございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、欠席者、定足数の確認でございます。本日、鈴木（智）委員から欠席の届出がございました。これにより、本日は委員の2分の1以上の出席が認められることから、本審議会は定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

以上でございます。

◎傍聴者の報告

○会長 ありがとうございます。

次に、本日の傍聴者について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局 傍聴についてでございますが、申し込みの方はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

◎諮問

○会長 次に、本日の諮問についてでございます。

本審議会に対し、江東区長より諮問がなされておりますので、事務局よりご説明

をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 都市計画法第77条の2第1項の規定により、下記の件について諮問する。

令和5年3月16日 江東区長 山崎孝明。

記。

1. 臨海副都心有明北地区の都市計画について。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

◎諮問事項1「臨海副都心有明北地区の都市計画について」

○会長 それでは、これより諮問事項の審議に入りたいと思います。

諮問事項1「臨海副都心有明北地区の都市計画について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 本件につきましては、臨海副都心有明北地区における都市計画の変更に関する案件となります。本件の都市計画決定権者が東京都でございまして、本区に対しまして、都市計画に関わる意見照会があったため、本審議会に附議するものであります。

恐れ入ります。資料1-1をご覧ください。

1の現況についてでございます。

地区計画の対象となる住所地は、有明一丁目から三丁目及び東雲二丁目の各地内で、面積は約130ヘクタール、用途地域は準工業地域、第一種住居地域、第二種住居地域に指定されており、容積率は300%と200%となっております。

続きまして、2の経緯についてでございます。

本地区は、昭和63年3月に臨海副都心開発基本計画の策定後に、平成5年7月に地区計画を決定いたしました。平成9年に臨海副都心まちづくり推進計画、11年に有明北地区のまちづくりマスタープラン、14年にまちづくりガイドラインをそれぞれ策定しているところでございます。

これらの上位計画に基づきまして、各街区におきましては、平成19年12月に有明医療大学、平成20年、本区の有明小中学校、平成27年、有明西学園、平成28年、有明ガーデンなど、整備計画の策定に伴い、都市計画の手続を進めてきたところでございます。東京2020大会後の令和4年1月には、有明北地区のまちづくりマスタープラン、まちづくりガイドラインの一部見直しを行っているところでございます。

続きまして、今ご説明させていただいた有明北地区のマスタープラン等の見直しの内容についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、参考の1-1をご覧ください。

土地利用計画等の一部見直しについてでございます。東京都港湾局は、令和4年1月に公表した臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープラン等の一部見直しの中におきまして、まちづくりの方向性、まちの将来像、土地利用計画の3項目について見直しを行っているところでございます。

まちづくりの方向性では、東京2020大会のレガシーを生かしたまちづくりの推進、また、まちの将来像では住宅機能だけではなく、多様な機能を集積した複合市街地の形成を新たに掲げてございます。

これらを受けまして、土地利用では、有明親水海浜公園の拡幅をするため、住宅用地から公園緑地用地に、ゆりかもめ有明テニスの森駅前街区の土地利用を住・商複合地区から住・商・業複合地区用地に、また、有明体操競技場の跡地に計画している展示場の街区を住宅系から公共公益用地に変更する見直しを行っているところでございます。

なお、裏面の2ページ目になりますけれども、有明親水海浜公園の整備のイメージを添付しておりますので、併せてご参照ください。

恐れ入ります。再び資料1-1の2ページにお戻りください。

3の都市計画変更の内容をご覧ください。今回の地区計画の変更の1点目は、先ほど説明した有明北地区のまちづくりマスタープラン等の一部見直しに伴う地区計画の目標、方針及び主要な公共施設の変更となります。

恐れ入ります。資料1-2をご覧くださいと思います。

こちらは、有明北地区の地区計画の変更概要でございます。斜めの線でハッチングされている区域が有明北地区となりますが、湾岸道路より北側に位置しているところになります。南側につきましては、臨海副都心の有明南地区となるところでございます。

下段変更内容の表に地区計画の目標がございます。こちらの現行の欄の下線部分ですが、「住宅を中心とした複合市街地」から、右側変更案として「東京2020大会のレガシーをはじめとした多様な機能の集積した複合市街地」に変更し、また、「東京2020大会のレガシーや、ウォーターフロントとしての特性を生かして、スポーツや水に親しめる公園等を整備する」を加えているところでございます。

「区域の整備開発及び保全の方針」にあります、「公共施設等の整備の方針」の

うち、「公園等の整備方針」につきましては、「有明北1区域に、東京2020大会のレガシーとして、地区居住者、就業者及び来街者が気軽に利用でき、スポーツにも楽しむことができる公園等を整備し」、の文言を加えているところでございます。

恐れ入ります。地区計画変更概要の2ページをご覧ください。

同様に、「再開発等促進区」にある「土地利用に関する基本方針」は、「スポーツ・文化・交流機能」や、「業務機能」等の文言を加えるほかに、「東京2020大会の感動・記憶を形に残すとともに、広く都民がスポーツに親しむことのできる公園を生かして、多様な機能の配置」を加えているところでございます。

また、⑧の有明北地区全域における計画人口ですが、居住人口は現行の約3万8,000人から、赤字で示している2万8,000人に、就業人口は1万4,000人から約1万5,000人に変更しているところでございます。

次に、「再開発等促進区」にある「主要な公共施設の配置及び規模」にある、公園面積につきまして、約6.5ヘクタールから9.7ヘクタールに変更しているところでございます。計画図では赤くハッチングされた部分となります。

恐れ入ります、資料の1-1にお戻りください。2ページになります。

3の都市計画変更の内容についてでございます。変更の2点目は、建築基準法の改正に伴う表記上の変更でございます。地区整備計画が策定されている街区における、建築物の用途の制限につきまして、「建築してはならない建築物」の用途について、建築基準法別表第2が改正されたことにより、項ずれを修正する変更でございます。

続きまして、4の今後の予定になります。本日の都市計画審議会での審議を踏まえまして、区としての意見をまとめ、東京都に対しまして、意見、回答してまいります。5月に東京都の都市計画審議会、6月に都市計画の決定告示を予定しているところでございます。

なお、参考の1-2には、変更に関する都市計画図書を添付しておりますので、ご参照ください。

私からの説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。

それでは、質疑等に移りたいと思います。本日の質疑等につきましては、お一人に1本ずつ机上にマイクを用意させていただいておりますので、それをお使いいただくよう、お願いを申し上げます。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等がござ

いましたら、挙手をお願いいたします。

最初に、●●委員ですか。お願いいたします。

○●●委員 私のほうからは、土地利用計画の一部見直しということで、関連して確認させていただきたいと思っております。

まず、新たに整備される公園についてでございます。土地の利用計画の見直しによって、当該地域では、住宅系用地から公園緑地用地に変更されたということでございました。

今後、東京2020大会のレガシーを生かしつつ、皆がスポーツや水に親しめる多様な機能を持った公園が整備されるようではございますけれども、特に先ほどのご説明にもございましたけれども、有明北1区域は、ウォーターフロントとしての特徴が大いに生かされることが大変期待されるわけではございますけれども、具体的にどのような公園になるのか。また、スケジュールについても、併せて伺います。

○会長 はい、どうぞお願いいたします。

○事務局（港湾臨海部対策担当課長） 公園の具体的な機能、また、スケジュールについてのご質問でございます。

今般、住宅系用地から公園緑地用地へ変更した箇所におきましては、有明親水海浜公園を拡張することで、水と緑のネットワークの充実、水辺環境の保全を図るとともに、東京2020大会レガシーの活用により、様々なスポーツに親しめる空間を創出するものでございます。

具体的な機能といたしましては、有明親水海浜公園の西側入江部において、砂浜を整備するなど、海辺のレクリエーションに自然と、自然に親しむことができる場を整備することとしておりまして、こちらは東京都港湾局で所管をしていると承知してございます。

また1-1地区、こちらは環状2号線をまたいで西側のエリアになりますけれども、こちらでは東京2020大会の会場の跡地に、（仮称）有明アーバンスポーツパークを整備することとしておりまして、スケートボードやスポーツクライミング、バスケットボール等が楽しめる大会レガシーゾーンと、事業者提案でにぎわいや憩いを創出する多目的ゾーンの設置が予定されているところでございます。こちらは、東京都生活文化スポーツ局が所管をしていると承知してございます。

スケジュールについてでございますが、有明親水海浜公園に関しましては、現時点で明確にされてございませんで、一方で、（仮称）有明アーバンスポーツパークにつきましては、令和5年度末の暫定開園を経て、令和6年度中に本開園の予定とされているところでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。●●委員。

○●●委員 ありがとうございます。

有明親水海浜公園の開園時期については、今ご説明がございましたけれども、開園時期等が令和6年度からいろいろ検討されていくと思うんですけれども、開園時期が分かりましたら、私たち区民も大変期待しておりますので、できるだけ早く周知していただくよう、要望いたします。

終わります。

○会長 ありがとうございます。

●●委員、どうぞ。

○●●委員 ●●です。私からも何点か質問いたします。

まず、地区計画の変更については、上位計画の見直しによるものとの説明をいただきましたが、東京都による上位計画の見直しが行われた理由について、改めて伺います。

それから、今、人口フレームについて、居住人口約3万8,000人から、約ですが2万8,000人に、就業人口1万4,000人から1万5,000人に見直したとのことですが、この人口フレームの算定の考え方について伺いたいと思います。

また、今現在のこの地域の人口についても、併せて伺います。

○会長 はい。どうぞ、お願いします。

○事務局（都市計画課長） まず、1点目の上位計画の見直しについてでございますけれども、令和4年1月に、東京都港湾局は臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープラン、また、まちづくりガイドライン等を見直しいたしまして、地区内におけるこれまでの開発動向や、また、オリパラ会場の整備等に合わせて、適宜見直しを行ってきたところでございます。

今回の見直しの理由といたしましては、東京2020大会において、数多くの競技が実施されたことなど、本地区を取り巻く状況の変化を受けまして、今後、大会レガシーを生かしながら、持続可能なまちづくりを推進していくために、マスタープラン等の一部の上位計画を見直したものでございます。

次に、2点目でございます。人口フレームの考え方についてでございますが、先ほど参考の1-1でもご説明させていただきましたが、土地利用計画の見直しによるものでございます。都におきまして、住居系用地を大幅に変更し、公園緑地

用地に変更、また、住・商・業複合用地に転換させたということにより、人口フレーム、居住人口が1万人減、就業人口については1,000人の増と見直しを行ったものでございます。

また、現在の人口でございますけれども、地区内では、居住人口につきましては、令和5年1月の統計でございますけど、1万3,265人となっております。就業人口につきましては、令和2年の国勢調査のデータとなりますが、約4,700人余となっているところでございます。

以上でございます。

○会長 ●●委員、どうぞお願いいたします。

○●●委員 ご答弁ありがとうございました。

ただいまのご説明を踏まえると、東京都では当該地区において、今後、居住人口で約1万5,000人、就業人口で約1万人の増加を見込んでいるということになります。まだまだ発展が見込まれるということなんですけども、現時点で具体的な開発の動きはあるのでしょうか。

また、今後の人口の増加に合わせて、出張所ですとか、文化センター、保健所など、区民の身近な施設についても整備するなど、区としての公共施設の在り方の見直しを行って、都に対して施設整備に向けた協力を要望していくべきではないかと考えますけれども、区の見解を伺います。

○会長 はい、どうぞお願いします。

○まちづくり推進課長 まず、現在の開発動向についてでございますが、都によりますと、今回の土地利用計画の見直しにより、有明テニスの森駅東側の公共公益用地へ変更したエリアにおきましては、有明体操競技場の跡利用として、有明展示場が令和5年春頃が開業されるということでございます。

また、駅北側の公園緑地用地へ変更したエリアにおきましては、先ほどご説明のとおり、有明親水海浜公園及び有明アーバンスポーツパークが順次開園されるということでございます。

また、駅周辺の住・商・業複合用地につきましては、現在、具体的な計画は未定と聞いておりますが、住居のみでなく、商業施設、また、オフィスとしての活用も想定されることから、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、2点目の当該地区における公共施設整備についてでございますが、今後、地域の声もお聞きしつつ、庁内におきまして、当該地区に必要な施設を検討した上で、大規模な開発等の際には協力等をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○会長 ●●委員、どうぞ。

○●●委員 今後の開発については、具体的計画が決まっていないところもあるとのことでしたが、適宜つかんでいただいて、公共交通もそうですけれども、人口が増えるわけですから、地域の住環境に影響しますので、必要な対応を図っていただきたい。

区民に身近な施設については、区としても新たな施設の整備に向けた検討をお願いして、質問を終わります。

○会長 ありがとうございました。

●●委員、お願いします。

○●●委員 何点か質問させていただきたいと思います。

一つは、今、●●委員からありました、この人口減少、居住人口が1万人減するという想定で、何がどう変わるかということなんですけれども、江東区としては、この人口減によって、本来3万8,000人のときは、学校用地をどうするかという問題が結構あったと思うんですね。確保をどうするかと。これが居住人口が減ることによって、その問題が例えば解決したりとか、あるいは、さっき言いました公共施設が、本来予定していたものが、大分、1万人減ることによって、どの程度影響を減少できるのか。本来想定したものから、どの程度、居住が1万人変わることによって変わるのかという、その辺をどう想定してるのかというのを一つお聞きしたい。

二つ目は、公共公益用地の件ですけど、今有明展示場はそこにできるというのはお聞きしたんですけど、これは全部使うんでしょうか。公共公益用地は結構広いので、その確認をしたいというのが二つ目。

三つ目は、公園の整備、これは大変すばらしいと思うんです。江東区はたくさん公園がありまして、そのネットワークを生かさなくちゃいけないということで、今全体のグリーンインフラといいますか、グリーンネットワークといいますか、そういうのをどうやって構築するかというのを考えているわけなんですけれども、そこで水上交通が非常に重要なテーマでありまして、この公園に、ちょっと見たんですが、小さくて分からないんですけど、栈橋とか、そういう機能があるのかどうかという確認と、そういう海上交通、水道交通のネットワークの考え方は今どうなっているかというのが三つ目です。

四つ目、防災機能として、この公園を整備したときに、どういう位置づけになっているかと。このエリアを、全体の防災、当然避難になるんでしょう。拠点避難所になるんでしょうけれども、そういう意味では、ここはどのような位置づけにな

っているのかというのを、四つ教えていただけますか。

○会長 はい、どうぞ。

○事務局（都市計画課長） 人口減による影響、施設等への影響でございますけれども、まず、学校の収容対策でございますが、こちらは、有明地区の学校等における使用の状況でございますが、現在のマンション等による児童推計におきましても、有明北小、または西学園において、令和10年度までに必要とされる最大教室、いわゆる最大使用教室数については、利用教室数を上回っているという予測がございますので、今後の開発動向が、例えば見込まれた場合には、引き続きの収容対策が必要かと考えているところでございます。また、新たな学校等の整備については、今後の動向を見ながら検討するのかと考えているところでございます。

いずれにしましても今現状の中でも、あるいは小中学校については、今後もその動向、収容対策には対応をしていかなければならないと考えているところでございます。

その他の公共施設につきましても、必要な公共施設について今後の開発動向を見極めながら検討を進めていくということになるかと思えます。

2点目でございます。公共公益ゾーン施設のところを全て使うのかというご質問でございますが、こちらも現行の用地が展示場となっております。展示場に改修していますので、そのまま公共用地として活用されていくこととなっております。

続きまして、公園用地の水道交通、栈橋、またネットワーク化ということでございますけど、こちらにつきましても、やはり水辺を生かしたということでございますので、そちらにつきましても、東京都港湾局には、水上交通の件について、今後協議をしていきたいというところでございます。

また、防災機能としての位置づけでございますけど、こちらは、震災時もそうですけど、水害時につきましても、広域避難のエリアとなりますので、こちらについては、しっかりとした広域避難先として機能させていくことを東京都と連携していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

○事務局（港湾臨海部対策担当課長） すみません。港湾臨海部対策担当課長です。失礼いたします。

1点、3点目の公園の水辺の機能、栈橋というお話につきましても、以前、

港湾局から、整備の計画の説明などもあった際は、栈橋、船着き場の整備については予定はしているというような説明がございました。

ですが、具体的な内容につきましては、詳細を確認してございませんので、今、都市計画課長からありましたとおり、引き続き都と協議をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○会長 ●●委員、お願いします。

○●●委員 ありがとうございます。

今お話をお伺いしまして、重要な協議事項がたくさんあるような気がいたしました。そこで、区として、今具体的に要望として何かもう挙げていらっしゃるのかどうか、これから協議なのか、今現時点のその状況について、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、先ほど収容対策の問題、まだあと1万人増えるわけですがけれども、きちっとこれは、土地確保って大変だと思うんですね。ある程度見込んだ確保の仕方をしないと、いつも大変、後になって協議をして、ああ、どこを学校用地としてやろうかと。何といたしますか、戦いがあるわけでございますけれども、そういう意味では、きちっと土地利用の土地の確保というのは必要だと思うんですが、そこもやっぱり協議ということになるんでしょうけれども、その辺をもう一回確認をさせていただきたいと思います。

○会長 はい、どうぞ。都市計画課長。

○事務局（都市計画課長） 今後の課題等があるということで、東京都と協議が必要だということでございますけれども、今後、新たな開発動向等が生じた場合、また、そういった場合に応じましては、東京都としっかりと協議を進めて、必要な公共施設等についても協議していかなければならないと、また、防災機能等も含めて検討、協議を進めてまいります。

また、小学校等の対策につきましても、用地の確保ということにつきましては、今後の開発動向をやはり注視しながら、必要な時期に必要な対応を検討するというのを今後も続けていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

次、●●委員、お願いします。

○●●委員 よろしく申し上げます。

今回の一部見直しで、町の将来像が、参考1-1にありますように、住宅を中心

とした集合市街地から、東京2020大会のレガシーを初めとした多様な機能の集積によって、魅力的なライフスタイルを楽しめる集合市街地へと改定されるということで、今後、江東区としては発展が見込まれますので、本当に喜ばしいことではあります。

しかしながら、この一方で、この地域においては近年、交通渋滞が散見されていると聞いています。特に、環状2号線と湾岸道路が交差する有明中央橋北交差点付近ですね。有明ガーデンシアター等でのイベントの後なんですが、有明駅や国際展示場に向かうお客さんの列が途切れず、車が曲がれないなどの声が挙がっていると伺っています。

こうした状況を改善するためには、信号機や横断歩道等を設置することなど、適切な対応が必要と考えますけれども、区の見解を伺います。

○会長 はい、お願いします。

○事務局（交通対策課長） 有明北地区の交通状況の改善についてというところでございますが、有明北地区においては、ご指摘のあった有明、中央橋北交差点につきまして、施設利用者による歩行空間の混雑に関する苦情をいただいているところでございます。

区としましては、警察や都の関係機関、施設管理者、イベント開催事業者等に対し、速やかな情報提供と対応の申入れを行っているところでございます。

なお、イベント後の状況につきましては、昨年6月にお声を頂戴した、区民の方からご意見をいただきましてから、湾岸警察署及び有明ガーデンの関係事業者に連絡を取り、情報提供と対応策について確認をしたところでございます。

湾岸警察署からは、現在の道路状況を踏まえますと、即座に信号機を設置する予定はありませんとの回答でしたが、有明ガーデン、東京ガーデンシアターの担当者からは、混雑緩和対策として、昨年夏に退場者の誘導と、あと、退場ルートの見直しというところを行っていただきまして、状況の改善を図ったと回答をいただいているところでございます。その後、本件での苦情は受け取っておりませんが、今後も関係機関と連携しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○会長 ●●委員、どうぞ。

○●●委員 現状等、取組とか、それは分かりました。

今後の計画の見直しによって、今後も居住人口、また、就業人口ともに増加が見込まれるわけですが、住みやすく、また、過ごしやすいまちづくりを、こ

の地域の方にも進めていただけるように、区においても、さらに警察や事業者等との連携によって、交通状況の改善に取り組んでいただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○会長 ありがとうございます。

ほかにご意見は。

はい、どうぞ。●●委員。

○●●委員 委員の皆様からいろんな質問があったので、被らないような形で質問させていただきたいんですけども、今回の土地利用計画とか、都市計画の変更の内容なんですけど、この参考1-2のところにある、公共輸送機関の整備方針ということで、都心部と臨海副都心を結ぶ公共交通機関の整備で、有明北地区の交通利便性を高めるということで、臨海地下鉄構想のことなどになるかと思いますが、いろいろ交通計画はこれからどんどん変わってくるかと思うんですけども、臨海地下鉄以外のもので、例えばバス便を今後増設をしていくであるとか、新交通をやっていくであるとか、そういったことについても、何か今後踏まえられているのかというところで、今回、もし臨海地下鉄をやる形になるかとは思いますが、2040年ぐらいの開業ということで、先の話になりますので、そういった交通ビジョン、2040年とか、そのぐらいを踏まえた形で、どのように認識、考えられているのか。

あとは、江東区と、東京都とか、いろんな関係機関がどのように今後動いていくのかというところについて、分かっていることをお聞かせをいただければと思います。

○会長 はい、どうぞ。お願いします。

○事務局（地下鉄8号線事業推進課長） 有明北地区を含む臨海部全体としての交通対策という視点で、ご回答をさせていただければと考えております。

臨海部においては、都市計画マスタープランにおいても、未来の臨海部のまちづくりというのが重点戦略の一つとして位置づけられております。

ただ、臨海部、これからさらに発展する中で、交通が十分かと言われると、まだ不十分なところもあるだろうということは区としても認識してございまして、今後の発展を見据えた、臨海部において、アクセス性の向上、また、回遊性を向上させるために、こういった交通網の充実が必要かということをお区として検討してまいりたいと考えております。

そのため、将来の開発を見据えた移動の手段として、例えば委員から今お話があった、例えばバスが必要なのか、また、BRTが必要なのか、また、臨海地下鉄

で検討が進んでまいりますけれども、そういったものが必要なのか、ほかにも新たなモビリティなども含めて、都市交通の在り方、役割について、検討を来年度進めてまいります予定でございます。

その中で、「臨海部における都市交通ビジョン」という形で取りまとめをしまして、最後にありました、東京都を含めた関係機関とそれを共有することで、交通網の充実というところを図ってまいりたいと考えております。

以上になります。

○会長 よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。●●委員。

○●●委員 ありがとうございます。

将来的にということで、来年度、臨海部の都市交通ビジョンのほうも江東区で策定されるということは委員会のほうでも報告がありましたけれども、今後、有明の町、臨海副都心の開発をしていく中で、交通網の整備、特にこの地域は、未来の交通戦略とか、そういったことをしっかりやっていくべきものになりますので、その部分をぜひしっかりやっていただけるように要望をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○会長 手が挙がりました。

はい、どうぞ。●●委員。

○●●委員 すみません。東京2020のレガシーを初めとした多様な機能が集積した施設ということなんですけれども、その施設ができることで、ちょっと区民に還元していただけないかなと思ひまして、こういう施設があるということは江東区の強みだと思うんですけれども、別の区では、区民に対してイベントが開かれたりしていて、港区なんですけど、今度の3月21日にやるみたいなんですけれども、やはりそういうのがあつたりすると、にぎわいですとか、周りの商店とかにも効果があると思うので、そういうのは考えていただきたいというのが一つ。

あと、2点目にバス路線についてなんですけれども、有明アリーナでイベントが開催されたりすると、今でもすごい周りで混雑が発生するというのもそうですし、バスもすごい本数が少なくて、やはり不十分な面があるなど感じておりまして、何かそういう、今できる対策としてどのようなものを考えているのか伺いたしたいと思います。

以上です。

○会長 はい。

○事務局（都市計画課長） 1点目の区民イベント等への区民の参加を促すということでございますけれども、こちらは今、有明アリーナで、例えばボッチャ大会とか、区民大会等を開催させていただいております。

今後、また海上公園が開園の際には、区といたしましても、区民が集える、または楽しめるようなイベント等については検討させていただければと考えているところでございます。

またバス路線について、有明アリーナのイベントがあるときに混雑するというお話を聞いているところでございますけれども、今後、バスの増便等については、東京都交通局のほうにも要望させていただければと思っております。

以上です。

○会長 はい。

○事務局（交通対策課長） 有明アリーナの施設、イベント時の対応というところですが、交通対策課からも交通局、都営バスですね。要望しておりまして、今度の4月のダイヤ改正によりまして、都05の2番が1日5便程度増便にさせていただけるというような情報が入っているのと、4月1日から、東京BRTのプレ二次運行が開始されることになりまして、こちらですと、新橋と国際展示場間の幹線ルートですね。そちらのほうは4月1日から運行が開始されるということで、交通の便は若干便利になるというようなところでございます。

以上でございます。

○会長 よろしいですか。

ほかにお手が挙がった方。●●委員、どうぞ。

○●●委員 上位計画ということなのですが、東京2020の言葉がいっぱいちりばめられていて、とても華やかなんですが、この地区というのは、広域避難の要衝になるところでもあると思うんですね。浮いた話ばかりじゃなくて、きちんと現実を捉えたような内容を少し盛り込んでいただきたいなという気がしています。

特に先ほど交通網の話も、来年度から始まるということを伺いました。新しい交通網と広域避難というのは緊密に連携していることでございますので、そういったようなことをトータルに考えていただきたいなと思っております。

もう一つ、私は豊洲五丁目なんですけど、豊洲五丁目にほとんど使われていない港湾局の土地があります。これは、再三こちらからもいろいろ上程しているところなんですけど、どこからの返事も来ません。

こういう広域避難にとって大事なエリアが何も使われてない。どこをたたいても

何も答えが出てこない、こういう状況は非常に遺憾に思っております。港湾局の方にぜひ善処いただきたいと思っております。

○会長 はい。

○事務局（都市計画課長） 有明北地区における広域避難の考え方、在り方等についてでございますけれども、やはりこちらは今、現在、江東区では地域防災計画の見直しをしております。広域避難の考え方をしっかり踏まえて、場所等については、検討していきたいと考えているところでございます。

また、豊洲五丁目の港湾局の敷地につきましては、状況については東京都港湾局には申し伝えて、状況を確認させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○会長 よろしいですか。

●●委員。

○●●委員 ありがとうございます。

私の専門からすれば、本件については、今、各委員からいろいろ質問、意見が出され、改善、解決すべきこともあろうかと思いますが、基本的にはとても結構なことだと思ふ次第でございます。

本日の案件のようなときでないと、なかなか発言できないので、ちょっとお時間を少々いただいて、1、2点お話し申し上げたいと思います。

今、●●委員がおっしゃったように、江東区内、東京都さんが管轄している土地が結構ありますよね。そういうところの整備について、区さんと多分協議される機会が今後ともいろいろあろうかと思ひます。

そういう折には、さっき●●委員がちょっと言葉にされたグリーンインフラを、グリーンインフラは本当に多種多様な機能も持ち備えていますので、このグリーンインフラを意識した公園緑地の整備とか、あるいは緑と一体となった都市整備とか、これをぜひ区のほうからも働きかけをしていただきたいなというのが1点でございます。

もう一点は、区におかれましては、「CITY IN THE GREEN」というのを掲げているというのは皆さんご承知のとおりだと思います。ぜひ区の事業におかれましては、このグリーンインフラを意識した公園緑地の整備、あるいは先ほどと同様ですが、緑と一体となった都市整備を今後ともぜひ積極的に推進していきたいということをお願い、要望させていただきたいと存じます。

以上です。

○会長　ご要望ということで。はい。

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですかね。出尽くしたでしょうかね。

(「なし」の声あり)

○会長　それでは、ご意見、ご質問等は出尽くしたようですので、委員の皆様にお諮りをしたいと思います。

本案につきましては、妥当であるという旨、答申をしたいと存じますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長　ありがとうございます。ご異議ございませんので、全員賛成と認めます。よって、本案は妥当であるとして、その旨答申することといたしたいと思います。なお、区長宛答申文案につきましては、本職にご一任いただきたく存じます。

◎その他

○会長　本日予定いたしました案件は全て終了いたしました。

そのほか何かございますでしょうか。

○事務局　事務局からでございますが、次回開催日程ですけれども、現在のところ未定でございます。決定次第、開催通知にてご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長　ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○会長　それでは、以上をもちまして、第154回江東区都市計画審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

午前11時43分　閉会